

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成29年
8月15日
(火曜日)

目次

○告示

生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出(厚政課)……………

生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(二件)(厚政課)……………一

保安林指定施業要件の変更(森林整備課)……………二

漁船損害等補償法の規定に基づく届出事項(水産振興課)……………二

○公告

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(三件)(商政課)……………三

県営三丘地区耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業変更計画書の縦覧(農村整備課)……………三



山口県告示第二百九十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十九年八月十五日

居宅介護事業者 氏名又は名 称	住所又は主 たる事務所 の所在地	居宅介護事業所 名称	所在地	事業の 種類	廃止年月日
		山口県知事	村岡 嗣政		

特定非営利活 動法人きぼう の会	宇部市新天町 二丁目四番二 四号	NPO法人き ぼう福祉サー ビス	宇部市新天町 二丁目四番二 四号	訪問介 護	平成二九、 六、三〇
------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	----------	---------------

介護予防事業 者 氏名又は名 称	住所又は主 たる事務所 の所在地	介護予防事業 所 名称	所在地	事業の 種類	廃止年月日
特定非営利活 動法人きぼう の会	宇部市新天町 二丁目四番二 四号	NPO法人き ぼう福祉サー ビス	宇部市新天町 二丁目四番二 四号	介護予 防訪問 介護	平成二九、 六、三〇

山口県告示第二百九十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十九年八月十五日

居宅介護事業 者 氏名又は名 称	住所又は主 たる事務所 の所在地	居宅介護事業 所 名称	所在地	事業の 種類	指定年月日
フラワー・ブ ロスTMS株 式会社	宇部市大字中 野開作六七	コスモ薬局	山口市泉都町 一番三号	居宅療 養管理 指導	平成二九、 七、一
医療法人緑鳥 会	柳井市南町四 丁目二番一四 号	うつみ内科ク リニック	柳井市南町四 丁目二番一四 号	〃	〃

山口県告示第二百九十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十九年八月十五日

山口県知事 村岡 嗣政

氏名又は 称	住所又は主 たる事務所 の所在地	名 称	所 在 地	事業の 種類	指定年月日
フラワー・ブ ロSTM S 株 式会社	宇部市大字中 野開作六七	コスモ薬局	山口市泉都町 一番三号	介護予 防居室 療養管 理指導	平成二九、 七、一
医療法人緑鳥 会	柳井市南町四 丁目二番一四 号	うつみ内科ク リニック	柳井市南町四 丁目二番一四 号	〃	五、

山口県告示第二百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を次のように変更する。

平成二十九年八月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
保安林の指定をする件（昭和五十六年農林水産省告示第七百三十号（三に係るものに限る。））、保安林の指定をする件（平成元年農林水産省告示第六百六十四号（三に係るものに限る。））、保安林の指定をする件（平成元年農林水産省告示第五百九十号（三に係るものに限る。））及び保安林の指定をする件（平成六年農林水産省告示第五十六号（三に係るものに限る。））に定めるところによる。

二 変更に係る指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
変更しない。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種を、次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課並びに下関市農林水産振興部農林整備課、萩市農林水産部農林振興課及び美祢市建設経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。）

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下関市大字田倉字差葉一二二の二二八、字青山一四九第五、大字松小田字四王司三

六九、大字吉田字吉毛七二〇の七から七二〇の九まで、字牛ノ口七七二の一、大字阿内字西山四六一の一（次の図に示す部分に限る。）、字伊藤田九四五の一、大字内日上字京川一〇八三・一〇八五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
下関市大字松小田字四王司三六九・大字内日上字京川一〇八三・一〇八五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、下関市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び下関市農林水産振興部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第三百号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めため、次ののとおり事前届出があった。
当該届出に係る指定漁船調書は、次の二により縦覧に供する。

平成二十九年八月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 届出事項

加入区	住 居	発 起	所 在 地	氏 名
				漁船損害等補償法第 百十三条第一項の申 出をする漁業協同組 合

豊北町加入 下関市豊北町大字神田一二九五の六 小山 勉 山口県漁業協同組合
六 豊北町大字神田上三〇〇の一 田村 鉄成

二 指定漁船調書の縦覧

加入区 縦 覧 期 間 縦 覧 場 所
豊北町加入 平成二十九年八月十五日から同月二十九日まで 山口県漁業協同組合



(二三二) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十九年三月二十八日山口県公告(八九)に係る大規模小売店舗について次のとおり岩国市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十九年八月十五日から同年九月十五日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十九年八月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ゆめタウン南岩国

所在地 岩国市南岩国町二丁目二〇番三〇号

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(二三三) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十九年三月二十八日山口県公告(九二)に係る大規模小売店舗について次のとおり宇部市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十九年八月十五日から同年九月十五日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十九年八月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 フジグラン宇部

所在地 宇部市明神町三丁目一の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(二三四) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十九年三月三十一日山口県公告(九三)に係る大規模小売店舗について次のとおり岩国市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十九年八月十五日から同年九月十五日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十九年八月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ザ・ビッグ岩国店

所在地 岩国市三笠町三丁目二番二号

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(二三五) 県営三丘地区耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業変更計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、県営三丘地区耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業の事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成二十九年八月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 縦覧に供する書類

平成二十九年八月十五日印刷
平成二十九年八月十五日発行

発行人
所

山口県知事
山 口 県 知 事 庁

- 二 県営三丘地区耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業変更計画書の写し
縦覧の期間
平成二十九年八月十六日から同年九月四日まで
- 三 縦覧の場所
山口県農林水産部農村整備課